還戶旗人生

言已

念

論

义

集

京都帝國大學經濟學へ

* CCC

沙斯



第四十四卷 第五號

牽

呈

神戶正雄先生

教筆 省一同

目 次	財政學と經濟政策論との交流經濟 學 士	リストの國民生産力說經 濟 學 士	貨幣の中立性に闘する一考察經 濟 學 士	取引所實物化論と短期淸算取引の應用に就いて經 濟 學 土	財政學の基本問題 經 濟 學 士	明治初年の官營産業に就いて經 濟 學 士	アフタリヨンの貨幣心理説に就いて 經 濟 學 士	工場內勞働者教育事業の目的經 濟 澤 士	アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて無 濟學 士	シュレーデルの王室金庫論終 浸 ホ	維新の詔 に於ける變革の國是	實際政策と政策原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	幕末の商稅論經濟學傅士	現代社會學に於けるパレト社會學の地位文 學 博 士	豊家の負債と負擔能力	滿洲移民の特異性と掃匪問題	
	島	白杉田	中谷	今西山	大谷	堀江	松岡	大塚	中川與	小山田	石川	作田	本止榮	米田庄	河田	山本美	
	恭	庄 一		止次	政	保書	孝	—-	<u>5</u> -	小	與一	莊	冶	太	嗣	越	
	彦	郎	實	郎	敬一	藏一	兒一	加一	功	七			郎	郎	郎	乃	
	恶	誡	큿	<u></u>	즠	29	鬥	ブレ		컐	九	穾	奎		0		

島部方藤田見口川正木波		赤字公債の消化經濟學博士 ・	支那南北辫	現段階に於ける租稅體系經濟學博士	財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	自然利于論文 學 博 士	昭和の稅制改革經濟學博士:	輸入制限と國內物價との關係經濟學博士 (水産經濟學と共の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	熊澤蕃山研究 序說經濟學博士 『	耕地管理組合に就いて經濟學博士 -	再保險と共同保險との接近 済學 士 :	租税の農業に及ぼす影響 濟 學 士 -	生産の構造と貿易	日
太静成長保三吉虎 之宜先郎治美藏馬郎彦三巖助平一淸		小島	財部	土	武艇	高田	汐目	谷口	蜷川	黑	八木	佐波	[]] [83]	松	=
郎治美藏馬郎彦三巖助平一涛		昌							•	Æ	雱			井	
										Sec.	之. 时		元	a	
	,	四三二	四四型	天空	爽	100年	學	是三	蓋	威	奶 三 五	<u> </u>	춫	西景	

神戶正雄博士年譜及著書論文目錄

レュレーデルの王室金庫論

•

小山田 小 七

この一小研究の目的はシユレーデルの著書王室金庫論が、 財政學の發達と如何なる關係を持ち、 如何なる役割

を持つて居るかを確むるにある。

場合もあるし或は又殆んど何等の關係なきものと目し得る場合が少くない。この極めて簡明なことがらを無視し 房學は今日から見れば實に種々錯雜した思想及學問の溫床であつて、官房學者と普通數へられて居る人々でもそ 今日吾々が比較的容易に披見し得るユスチ以後の文獻に徴するも明かなことである。然し又飜つて考ふるに、官 政學は體系を整へて成立したものである、と云ふことは財政學史を探及するものゝ等しく確認する所であり、 論策であつても、 先驅的財政學者と看るのは甚だ疑問と云はねばならぬ。 て、單に官房學者、卽ち王侯又は王室金庫を中心としての富國强兵を主張した人々だからと云ふ理由で、一 れ~~特に提唱した方面は異つて居り、且又同一人にしても其著書によつて或は財政學に關係を深く持つて居る 元來、 獨逸に於ける財政學の崩芽は所謂官房學の中にあつて、官房學の發展に伴ひ自らの分解によつて 財 政の事象たる經費、收入、租稅、公債、 私はたとへ王侯又は王室金庫を中心としたる富國强兵の 財務等、又はそれ等のある部分と何等結合して考察 漸次財 概に 又

九七

≥⁄

レリ

デルの王室金庫論

چَ 何 する所が となれば、 從つて又、 該學史を混亂せしむるからである。 なけれ 財政學史と關係のない官房學者を指摘 財 ば 政 |學史上指摘せらるべき官房學者は財政學の發展と關係あ それ は単に 政策論 就中 經 濟政 如き立場から、 し紹介するのは、 策論に過 Ť ない b 財 Ø 政學史上たどに ښځ る人 財 政 λ 學とは直接に łζ に限らる 無意味と云ふに止 くきで は 搦 あると思 係なしと思 まらず

ッ ŋ Ø 塷 國 至 上論 Ø 如 き がそれである。 徒

6

ĸ.

755

生

-9.

á

炕

۲.

の選

行塚は

從來十

分満足さ

るべ

き状態に

12

研究され

て居っなか

-0

た

やうに思は

3

7

例

ば

칾 ساج

かく

Ó

即ち

財

政

(學史

的

觀點

から

官房學者を選擇する必

る人 玆 冷 r O 研究せんとするシ 取 扱ひ 方が甚だ相違して居るからである。 ュ レ 1 デ ルも亦疑問視さるべき一人である。 從つて又之を研究することはたど 何となれば財政學史又は官房學史を に興味あることのみでなく 研

註 K は 例ば、 採擇せられて居る。 **3**∕ ___ ŋ ケイン、 イン、 ゲフツ シ ケ₃₎ × ì 工 べ ساد ク*+) 华 ·の財政學史には除外され、 ワグ 才 ルる) ≺ イヤ į 6) u ッ Ÿ7) 等 Ó z

財政學

・史上必要なことでも

ある。

る。 シ 蓋し حت. 彼 1 デ Ø)主著に盛られて居る思想を十分に理解する爲めには、 ル の主著たる王 室金庫論 Ø 内容を檢討するに 先立つて 之等のことがらに闘する 應 彼 Ō 別歷 と彼 0 他 Ø 應 著書とを紹 0) 理 解 がゞ 是非必 介

要だ か いらで ある。

彼 Ø 生 Ø) 熠歷 K 就 ては ス ル ۳ ッ ŋ Ø 研 乳に よつて正確 K なつ たと云は れて居る で。, も拘 6 ず、 共後に 於て

- 拙稿、ホルニツクの墺國至上論、大阪商科大學經濟研究年報第十號七十七頁以 I)
- 3) Geffken, Wesen, Stein, Fw.(Finanzwissenschaft の略字) 5 Aufl. 1 Bd. 2) Aufgaben u. Geschichte d. Fw. (Schönbergs Handbuch d. P. O. 4 Aufl. III 4) Eheberg, Geschichte d. Fw. (Handwörterbuch d. Staatswissenschaften 4 Aufl. IVBd. S. 158) 5) Wagner, Fw. I Theil 3 Aufl. S. 34-

6) Mayer, Geschichte d. Finanzwirtschaft u. Fw vom Spätmittelalter bis zum Ende d. 18 Jahrh. (Handbuch d. Fw. I Bd. S. 242) Fw. 2 Aufl. S. 54.

現

in.

7

ブ

ス

خې.

Ø

光

進

壆

豜

究

 \sqrt{c}

渡

8

K

ィ

亿

K

砟

7:

は

生.

ナ

大學

は度

た

Ŧ.

同

國

Ø

を去

5

ひら

'n

ے

志

3/

ᅺ

V

1

デ

ル

Ø

王室金庫論

Zielenziger, Die Alten deutschen Kameralisten. S. 295. 8)

Königsberg in Sachsen-Coburg.

≥⁄

ħ ~ ガ 1) 1) ì Ø 1 工 Ø ぺ ヂ 1) プ 1 ج. ス راز へで死んだ。 及 ジププ 1 ス ブ رباز ブ₁₁₎ Ø 王室會計顧問 となつたが、 そ Ō 企 | 圖を實行する間もなく一六八八年

事 情、 か < 及 Ó 75 加 當時 き閉 歷 Ø 獨墺英佛 以 外 r 彼 Ð の思想に影響 重商主義者に就ては したであらうと考へ得らるゝこと、 他の 拙文に述べたから茲では省くことゝす 卽 ち営 嵵 Ø 墺國 岌び)其周 郼 Ø 國 Þ Ø

であるが、 るとのととである。 子であつた。 Ø 論著は四つある。 之は其三の一七一三年版 尚この外に二つの論文があると云ふ。 (注t) 共三は。錬 共 は『大臣論』であつて、 の附録として書 | 其三は『王室金庫論』であつて、 其四は『王侯 之は一六六三年イエナ大學に提出した學位論 カゝ n た ものであると云ふ。 但し其三とは分離 の絶 對 權 に闘 した 女の第三 する 獨 立 政 部 0 治 小 ĸ. 册

其二も亦其三の いるも が、 る一方法として、 其 d) 主 れ等の内、其主著は云ふまでもなく其三の王宝金庫論であつて、他の三はこれの附屬書に過ぎない Ĭ رَم 最もよく纏つて論述されて居るのは、 奪 と其四とはその内容に於て共に、 る故にや、 . である。 的 な國家觀 注釋書に 其二の錬金術 王室金庫論は版を重ねるに從ひ之等のものと合本するに至つた。 叉 君主観を稍 國内に於ける金、 過 ぎないこと」なる。 Ø 一教に至りては一見全く關係なきが 5 詳細に 說 彼が抱いて居た、むしろホッ 銀を獲得する 序女及第一章である。 5 たも 從つて Ō に過ぎない。 其三が彼の主著で 一方法として錬金術 が如きも、 從てこの二書は序文及第一 之は王室金庫論の各所に現れて來る思想で ブスから著しく影響を受けた神 他は が 王莹金庫論 凡て 取扱れ 附 私が今利用しつ」ある一七 、屬書と見られ得るも て居る所を以つてすれ の中で人々 章の注釋と看ら が所得を増 權 何 說 となれ Ø 的 -ば な 加 あ

ば、

ح

絕

劉

る。

+

Zipser u. Pressburg. II)

Eperies. 12) 拙稿、前出、八○一八一頁。 13)

Schröder, Fürstliche Schatz-und Rent-Kammer, 1744. Cap. 27. S. 95 14)

Schröder, a. a. O. Cap. 66. S. 185 15)

様である。

ス ŧ ł ル16) ス Ŋ ムハムマー は生年 は不明なり 는 도 ડ y ッペ ル **|- 18)** は 生年 及び 生地も不明とす

みに 7.5 あ ే Ī デ ル 伺 0 全姓名は ŋ t; ル は Wilhelm Freiherr von Schröderで其イニシ Schrötter とも綴ると云ふけれども、 此 緩 ナ は ル は W F 7 セ ル 0 v み ·Sである。 Ó 主張する所である。 父は Wilhelm

であると云ふけれども、 何年に Royal Society of Science 之では餘りに漠然として居る。 の一員となつたか に就ては明かでない。 ス ÷ Ì ル は一六六三年から一六七三年

(**註四**) スタムハムマーは一六八九年なりとする。

七三年に獨譯したものである。

二十一頁の分類である。

書名は、 Dissertatio de Ministrissimo, Vom Ober-Staats-Bedienten で一六六三年にラテン語で書か れ たも Ø 75

書名は、 Nothwendiger Unterricht vom Goldmachen. 因みに本書はウムベ n **j**-の官房學書目 ĸ は見え

う 2₂₂, 章と私が 接に比較するだけの敷版の書物を持たないので不明であるが、 ツペルト等)もある。 の合併が けれども(例ば、 章を加 書名は、 利 重版 用して居る一七四 たるも 一版に於て行れたかを說明せる文獻を未だ見ない。今一七四四年版によつて體裁を見るに、タイトルは、Fürstliche 0 ば、ロツシャー、の数に就いては、一 Fürstliche Schatz-und ロツ Ø ならんか スモー -**|-**四 と推察される。 年版の各章を照合するに兩學者の指摘する所は私の利用版より ル 「イヤーン、ウンペルト等)六版説(例へばスタムハムマー)、九版説一七○四年、一七一三年、一七一八年、一七三七年、一七四四年、 は初版はタイトル頁に著者名なしと云ふもこの説他にない。 Rent-Kammer. 倘、 本文上述 初 姒 の如く は一六八六年に殆んど一致する。たゞスパ ₽ ッシ -L ヤー及びスモー 四四四 车 版 には 他 ル(初版を利用せりと云ふ)の指 Ø 三著が 年、 一章前に當る。 版數と内容の變化に就て 合俳 (例ばチー 一七五二年の せられて居るけ ンのみは一 從て三版まで ンチー 八版 六八 説が多 れども 樀 ガ は直 する Б.

Small, Cameralists. p. 136

17) Stammhammer, Schröder, von Wilh. (Handwörterbuch der Staatswissenschaften 3 Aufl. VII Bd. S. 317

Schaften 3 Aufl. VII Bd. S. 317

18) Lippert, Schröder, von Wiln. (Wörterbuch d. Volkswirtschaftslehre 3 Aufl. II Bd. S. 740

19) Hecksher, Der Merkantilismus. II Bd. S. 240

20) Small, a. a. O. P. 136.

21) Stammhammer, a. a. O. S. 317.

₹/

ᅩ

v

1

デ

ル

Ø

王室金庫論

に入り、本文三七一頁を百十章に分つ。 となつて居り、タイトル Schatz-und 大さは16×11cm。本文に於て、王室金庫論の頁を指摘する場合は凡て本書による。 Rent-Kammer, nebst seinem Tractat vom Goldmachen wie auch 頁の次に皇帝に對する獻星の解が五頁續 合併したる三著をも加へた總頁數は四 き、 更に二十五頁の序文がある。 vom Ministrissimo oder 八四頁で、 分量も同斷。 其後に十 内容目次なく直ちに Ober-Staats-Bedienten 頁の牽引を附す چ 0 本 文

(註八) 書名は、Disquisitio politica vom absoluten Fürsten Recht. 分量は三十頁。

(註九) FL. 移省の 第三 其 o 部 の論文は彼がイエナ大學在學中にも Erfurt n は実 がないからである 1713 Ø 著書となっ と云ふ一 一書があるけれども、之は、たか他は不明である。 のした教會法に關する論文で、 之は恐らく 虐 ウ ∵ ~< 彼のもの n ۲ ĸ よれ いとは思 ď 他 は同 は れな 大學に v 提出 蓋し年代が少し後れて居るし た學 位 求論 文で

くが それ のものではない。 如 够 には彼 政治論 き神 政治及び民 加 Ø く人 それ べん Ó |故に殘る所は暴君政治でない 意思に基いて王侯は政治をなし、 Ó Ż よれ 理 Ø 扨 八主政 契約 論の そ ば、 彼 實 が前 治 R ĸ 0 神 王 主著王室金庫論 よつて發生し 提となり思想の根柢となつて居る彼の國家觀に一瞥を與へて置くことが便利で 0 一族の 如 は其權利 きは問題とならぬ。 權 利は 0 たも 細 (Fürsten-Recht) 凡て神によつて授けられて居るものであつて、 が財 目 君主政治であるが、 に至るまで聖書に已に示して居るのである。 のではない。 政 人民は政治を受けなければならぬ。 (學と關係する限りに於て其內容を簡單に 君 主政 治に 加之その權利は絕對的 ありても暴君政 此場合に於ても 治は 政治 なも 反基督教的であるから採るべきで 從つて又、彼の考へ Ó Ø 任 で他より制約を受くべき性質 窺 從て基督教國に於て 方に二通りありとする。 はんとす ź **(**2) ある。 契約 K で ā よれ は 說 る ば の說 かゞ カュ

22) Spann, Die Haupttheorien der Volkswirtschaftslehre. 10 Aufl. S. 18

<sup>Roscher, Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland. S. 294.
Jahn, Schröder, von Wilh. (Handwörterbuch d. Staatswissenschaften 4. Aufl. VII Bd. S. 255. 25) Humpert, Bibliographie d. Kameralwissenschaften, S. 9 26) Stammhammer, a. a. O., S. 318 27) Zielenziger, a. a. O., S. 298
Lippert, a. a. O., S. 740 29) Small, a. a. O., P. 135</sup>

ばなら 小供 合 す る。 S ら、 するので 支柱の一と考へて居るけれども、 とに就て ことは、 之を聞き且つ干渉せんとする等のことが起る。 至る等のことが起る。 C 良き營養を給與 として經濟的又は財政 とを必要とす る當然の歸結で は國内の あるが、 此 ¥2 29) 卽ち『國の子供 一者に のみで ある。 は之を 優れ 本 窳 间 又肉を欲すれば牧畜 ર્ટ જુ 就 Ø Ø た 方法 ハせなけ. なく、 各所 굔 人々 あらう。 ح 從つて王侯は人民の幸福 に論ず Ø Mi K 剕 K を Ъ れば (Landes-Kinder)』でありとするに等しい。『牧穫を得んとする家父は共土地を耕作せ 的方面 散見する斷片的 實は『人民の幸福と富裕とが基礎であ 又後の方法による時 重用 **£** 断は私には下せない』 ょ る人 る時 而で此 錢 なら は常備軍を維 して政治をなす方法 は優れ が . 数40) 關係をつけ視野を限定する。 絕 あるであらう L 對的 、牛乳が欲しければ良く飼 た 旦目を經 ካነ X < 權利を確保 文 何 × 村 Ø と富裕を計らね は 伽 は漸次勢力を張り、 からでも明 で人人民 濟的關係 としては居る。 'n 然し 5 心要に 7 民衆は多く衆愚 し且益さ の幸 彼 他 係に轉す 『凡ての王侯は何れを採用すべきかを最もよく 應じて は民 かで は ばなら 専ら 碿 衆 あ 振張せんが為めには常備軍と金庫に於ける十分の 及び富裕を重要する態度は るs7) る。 金 然し之は喑 は るに至つては 十分の金銭は 動員開戰 野 ĄŽ (Gemeiner Mann) ね 錢 (Pöbel) であるから徒らに に闘す 心 ば 此 此 |基礎| なら を持つに 之は恰も『王侯は家父と同一であり E 侯 せし うる事の ĄЭ Ø k Ø 裡に と同 かくの 專 むる 上に於て 丁王侯 至 政 にも亦 様に、 みを その ŋ Ø を友として 是認 逐 Ø 如く王侯の 研究せ 何れ に王侯 始 利 めて は 盆は人民 必要であ 王 たとひ をも 王 政 候は 王侯 俟 んとするも Ø 相談 機利を 治 權 拒否せるもの 0 一
の
凡 それ 先づ第一 ર્કે કુ₃₄₎ 絕 Ø 利 Ø を 利益と相互 對 K が王侯 7 確保する二大 然し軍 知つて居 的 制 めで に立入っ T の幸 肘 權 行く V を 利 人民は 人民に なけ 隊 7 ŧ. を 加 Ø 福 ລ້ ເສັງ 方法 りて 絕 金 \mathcal{C} 認 あ る が Ø \$ 'n 7-۲. る

ュ

V

1

デ

ル

0

王

室金庫論

E

³⁰⁾ Humpert, a. a. O., S. 17. 31) Schröder, a. a. O., S. 371 (Disquisitio Politica vom absoluten Fürsten Recht.)

³²⁾ Schröder, a. a. O., Vorrede S. 15 33) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 15 34) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 16-17

³⁵⁾ Schröder, a. a. O., Vorrede. S. 17-36) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 17-18

かく \mathcal{C} 居るも 維持 ٦ 之は ń も の で41 ば王侯 Ø 何所まで 方便として考へられたにしても、 は 且又經濟 八人民若くは國家をして富裕ならしめ又財産持ちならしめ得るか』 b 王 侯 的に Ô 金庫を豐ならしめ以て王侯 も王侯も人民も有機 獑 次、 ⑸に結合するとの見解を現して居るものと云へる。 所謂幸 Ø 權 |利を確 福論者的國家觀 保ならしむる為めとの (Eudämonistischer かど、 前 主要問題 提 の Staat) 下 K となる かくて 於て K 問 Ò 近 ć づい 題 如如 とな あ ~

る

のである。

と な る41) Ø 的 ともある。 自己 待つ王侯は恰も竹馬に乘つて步むが如し、 於て論じて居る 必 要が 政 ならんとすれ 治的 の幸 財 ~あり、 王侯自ら十分の 放論 見解 と云ふ。 淈 かくて王侯の權 利益 ö 場合によれ 上述の 財 ,ば、常備軍を手中に置き金錢を金箱に置くことが、最も確 一のみを念とするものである。 Ó 政 即ち彼によれば國民の多くは衆愚であるから、王侯や國家の事情及び將來に就て知る所なく、 は 蓋 槂 の り財實を いな政 し當然であらう。其冒頭に『金庫に少しの財實を持たずして却つて其人民及び 再表現である。 三力は弱められ王侯の意思に反對するに至る。 治的 所有することが、 見解によつて財政を見る彼が王室金庫 此の如き場合には國民の氣持は恰も或る一 從て王侯の 王侯を絕對 、金庫が衆愚に頼る場合は衆愚 更に又、 1的ならしむるに必要不可缺と云 王侯の の十分豐富なるべ 質に 故に 意思は其制肘を受けて實現せら して王侯に最も有利 『王侯が自ら人民より 匹の兎をも に對して凡てを き理 **.**\$. K 由を本書 あ なも るが 捕 獨 凾 宛 得 Ø 立 家 Ø と思える 之は Ь n Ø 第 し V) ない Ē. し 跛 好 上述 絕對 Ø Ō 蒠 章

扨

3て十分の財實又は金錢を所有せんとすれ

ばー

面

一經費に注

意を拂

Ų. 他

面收

入增

加を計

6

ね

にばなら

Ŕ

が

、之等

0

38) Schröder, a. a. O., Vorrede S. 19

只

犬

 \sqrt{c}

 \sqrt{c}

Schröder, a. a. O., S. 9

る

Schröder, a. a. O., Vorrede, S. 18 39)

Schröder, a. a. O., Vorrede S. 19-20 Schröder, a. a. O., Vorrede S. 19 Zielenziger, a. a. O., S. 299-300 Schröder, a. a. O., Vorrede S. 21 Schröder, a. a. O., S. 1-8 46) Sc 40) 42) Mayer, a. a. O.; S. 242 41) 44) Schröder, a. a. O., S. 1. 43)

何處に 事を根 爲めの特別基金を設くることが必要である。 易考 彼 K 70 んとするものである。 多大の俸給を受け必然的に王侯の爲めに私利を離れて任務を盡さしむる。 富にする點からして實に遺憾なことである。 く王侯の所 と牧入の きものであるから、 K ことを行ふに就ては先づ以て財務及び財務官吏に就て考察する所がなければならぬとして第二章を之に當つる。の よれ も未だ王室金庫 Ġ よりて分離し、 は先づ戰爭金庫 のであつて、 財 た 本的 ば工場經營(マニフアクツ 源 Ø 得 が に考察研究する時間 加 力。 存 を増加し得るやの問題の凡てを研究するに金庫官吏 (Cameralisten) は滿足な狀態にない。 (#+) も判 K す ありとなし、 る 前者は所謂戦争準備金に相當し、 6 と國家の金庫とを分離すべしとは說かない。 各、指定の金錢を收納して 會計すべきものとする。 (Kriegs Cassa) と公商業金庫 か ない 之等を經理する爲めに必要とするのである。 而て其二は事ら王侯の 水 國 Ø 內外 この任務が با<u>لے</u> اح Ø Ì Ø 餘裕もない。 力。 ル)及び商業は收入を上ぐる方法として有利であり、 實情 く何等 適正 加 何等を常に留意し Ø 所得 之れ即ち所謂支出官及び收入官の獨立を策し尚併せて其腐敗を防 從て金庫官吏を二分せねばならぬ。 に行はれて居ないとして居る。 意見を發見するを得 從て尚良い方法が残されたましに (Cass pro negotiis pubicis) を増加することを、 後者は企業特別會計に相當するもの 、情報を蒐め、之に關する提案をなし計畫を樹つるこ この後の意味の分離は王侯の絶對 かく一般金庫と特別金庫とを分離すべしと說 な V, 即ち如何なる方法 之は今日謂ふ所の特別 次に財力 而て此種の官吏の爲めには俸給支拂 特に、 とを普通一 務官吏の任務は經費 たかて居る。 其 如 何なる方法に は事ら收 特に であ 1 般の金庫から一 よれ る。 工業經營は推賞すべ ば増 會計 之は王室金庫を豐 支を掌る官吏 權 後者 よう 加 Ø σ の設置を説 し得る 反するとで īΕ は 又凡て 定の方法 彼 M 分配 の考 ガゞ O Ø

〇五

<u>:</u>/

ے.

V

Ţ

デ

ルの

王室金庫

Schröder, a. a. O., S. 10-19 47)

Schröder, a. a.O., S. 12 48) Schröder, a. a. O., S. 12-13. 49)

育 胩 €. とを任務とし、 ぁ 五十 の頻 ັ້ລຸ ・僚年前に提案せられて居ると云ふのは一興である。 阈 ĸ 而て之等 於ては先進的 有識家及び經驗者を以つて當つべきものとする。之、 の財 務機構は全部彼の發案ではなく一 見解で あつたに違ひない。 叉 今日大體に於て 部分は英國の事 即ち所謂 例 實現せられて居るこ に其範を採るもので 淵 一査官の設置を唱ふると云 Ø 财 あ 败 る 機構 H n , L 10, 52, が 已亿二 ふべし 깒

裕になすに必要だからである。 卡 すれ 要しないことゝなる。之は全く彼の政治的見解から來るものである。 る所と多少異つて居る。 「注意深き節約を以て富を招來するよりも大なる收入はない」との言を其冒頭に掲げて居る樣に、『 . する場合、王侯たるの威儀を正すに必要なもの及び王侯の妃に要する費用は節約してはならぬ。第二に公の生活 ば したるか 次 たるもの ぬ徳ではあるけれども、一般的に、 ĺZ. ば遂 即ち政治上では、 ならぬとする。 彼 0 たは國家も王侯も衰退し貧困に陷るに至る。 の で あ る。。 ば **經費に關する所論を見るに、** 四章乃至六章の三章、二十頁を當てゝ居るのを見ても推察さるゝ。 第二に 更に特に王侯を中心として節約を考ふるに、 親衞兵、 加之、 除りに多くの金錢を人民より徴して而も節約して金庫に藏してはならぬ。 彼の節約は王侯の寫めのみ 即ち節約を消極的收入方法と見るのであつて、 常備軍及び諜報に要する經費、 第一にそれが爲に吝嗇に陷つてはならぬ。 それは殆んど節約に關する議論に終始 從てこの二點に就て のものであるから、 官吏等の報酬 第一 彼によれば、 其私生活上、 は健全なる理 今日所謂節約 して居る。 功績者に對する年金等は節約して 王侯の爲 吝嗇は又別の不幸及び罪 彼 節約は常に念とせなけ 休養を取つて鋭氣を得る爲め が 8 かく節約 性を以て處して行 が も 質 K ならぬ節約は爲す Ø 原則 王侯の金庫を富 を重する所以 滑力 が 扩. 意味 之は、 加 ήij して居 悪 'n 17. Ē. なけ かく Ø ば 根 カ IJ.

n

K

源

6

50)

Schröder, a. a. O., S. 17

Schröder, a. a. O., S. 16 51) Schröder, a, a. O., S. 17-18 Schröder, a. a. O., S. 23 Schröder, a. a. O., S. 28 Schröder, a. a. O., S. 30

⁵²⁾ 53) 54)

居る點と共に、 生活を が は なら 要する 比較 ないと云 的寛大に 所は Œ 彼の先人たる چر (56) 侯 兒 \mathcal{O} 而てとの た點は、 權 カ 維 朩 持 王侯の公私の生活上 國以經 と絶 ル <u>--</u> ッ 對 濟 7 性 Ø 扚 Ø 見解と全く對蹠をなすも 支持 10 奢侈を比較的寛大に、 ኒ) の節約不要に就ては 來るものと見ることが 場合に Ø ٠. 各別 ぁ る₅₈₎ ょ \mathbb{H} に種 ŋ 來るであらう。 て Z. は Ø 商 理 ĬĊ. H 業 を上げて _H. 有 彼 が 利 12 力。 說明 Z Ó 解釋 如 こて居る ζ 宫 して

產

(T)

V

存す を經 全く Ų 39. (* 轉換 け Ø 税が -次 Ø 稅 で漸く 賣却及び 亿 存 咔 る租稅は を負擔すべ 樍 n 彼の 澎 ども、 考 期 在 極 1/2 的 Z, 받 限 へられ、 Ø 收入に關する見解を見よう。 D. 課稅 畤 な K E 本書の 賣官等を考へて居たも 之は恐ら 代的 之を廢止 V きもの が か Ø 뻾 租 財 财 反影でで 發達不 っ資を集 各 愼 政 稅 に關 し得 Ø で 所に散見する所を綜合して推測 重 あ る。 」。 を要し、 名稱を數多く考へ \$ - [--ない 1 充分で經驗が 積するに不十 る議論 地 あらう Ø 丽 みで 特權 其爲に人民を苦痛 て之は古から Ō *b*, Ø なく、 中 ٧ 分で 彼 財産の やうであ 彼 心化 炒 得る金庫官吏が勝れ は收入源としては、 な の考へによれば、 あり、 必要 なりつゝあつたことの結果と思はる V 質却及び賣官等 力。 認められ且又古來租 ځ 5 Ø に陥 然 又営利收入は一 之は纏 従つて之等を財源として せらる」 K は臨時 n **酸退に追込んではなら** めて收 「人民は王侯を支持する爲めに貢 所で E たるも は当時も早 的 有 K し あ る。、 、 入の 部 新増稅を -[-税の存する所以 分は 地 Ø 種類 ١ 然し此る 租 特權 今. 以 如くにさへ思はれて居る。 稅 などとして なさなけ 攻究せ 收 源として 特權、 10 內特 入に 8 (61) でも なか 心論 然ら ń ÚĮ 酸は の將來 ばなら 数へ上げら 營利、 ち、 ある。 'n つ ぜ ば たと 6 課 租 緊急の 7性又は2 れて居 (納すべ 他 สู่ว 稅 稅 收 \emptyset O ൬ 現狀 入中 新 n 然しそれ Ь 場 _ 獲展 きであり 鲀 事實又古 盆 る 合 は Ø Ø は滿足す 心 租 ₹ 居ら 性 新し 時 Ъ は \mathcal{C} 稅 は は 잗 租 論 Ø 秂 財 は 稅 爭 S

課

Ø

租

定

Ъ

シ

ュ

V

1

デ

ル

Ø

Ē

室金庫論

Schröder, a. a. O., S. 23-41 56) Schröder, a. a. O., S. 172-173 57)

拙稿, 前出、八八頁。 Z. B. Schröder, a. a. O., S. 8., S. 11. 58) 59) Schröder, a. a. O., S. 20 **6**o) Schröder, a. a. O., S. 21 61)

/

平等 받 7 され そ 0 3 求 ٠ فر を齎 Ø ね 如 KCが き狀態かと云ふに然らぬ。 ねばならね。 ~等 錚 んまで മ きことは 行 の原則に それは貧富、 ずも はれて居 は各 <u>全</u>く 神 Ø 許され 非常に接近した見解であることは云ふまでもない。然し今日 人の收 であり、 Ö 方策を誤つて温るもので 溫 以上の様な課稅に關する彼の見解を通 る き御 からで、 ない。 「得に對して平等の負擔となるを要すると云ふ課稅觀である。 所得及び收入の差を無視して一 心化 血 一を流さしむるものである。 それ 訴 其結果は民 それ 故 んとする。 ĸ は平等が維持され難 王侯の絕對的 八衆を益 ある。 かくて と貧困に陷れ、 .[]. 權 は、 文政治論 律に徴し得ないこと」なる。 然しかくの如きは金銭を獲んが爲に子を生む元までも 利 王候の して吾々が判 גלל い狀態にあるからだ。 ·5 は、 凼 遂に に見た王侯と人民と 富を作る者 (Reichmacher) 王 負擔に 侯が欲するだけの 断し得り 耐へ る所は O 理 一得ずして昇天せんことを願 而て課税平等 論 丽 即ち收得を上げて居る所か Ø Ø 、課税は平等でなくてはなら 金錢 如 經 て之は今日所謂 く明 蔣的 を人民 即ち金庫官吏は國 確 の維 有 では 浅 へから 的 持不可 な 翽 課 徵 俫 からも 稅 L 能 r 得るとし Ú, は苛 資却す 土上に 於け ら徴 ガ» く 復讐 斂跡 ス

如く ない て居る證左であるとして、 it は更に美しき都市を建設し、 次に彼が問題とするのは、 、に課 \mathcal{C} 人 しても 税に規則あらしむれ Þ に職を與へ、 各種 の品物 金錢を支拂ふことゝ 人民の收 の例を示して、 は 然らば人々は收得をあげて居るや否やと云ふことである。 多くの寺院を造営し、 金 一銭は決して不足せぬだけは牧納し得る。 得 の増進を肯定して居る。 諸物の價格が騰貴せるに拘らずよく消資せられ なる。 故に 其他王侯自身の威儀を正すべ 『王侯が 從て王侯が一 一人から金銭 定の分量を徴すべ 而てかくして得たる收入を以て、 を徴 Ļ き壯厳華美をなすならば、 他人に又與ふる場合には 彼 る iţ Ō き所 は 粗 郎ち人 雜 カゝ Ø ら徴する 批 Þ 難 Żζ は 発れ 儲 そ 王 が Schröder, a. a. O., S. 21

12

侯

Schröder, a. a. O., S. 22 Schröder, a. a. O., S. 42-43. Schröder, a. a. O., S. 43-46 Schröder, a. a. O., S. 46

62) 64) 65)

得又は富の ら王室金庫を充す方便、 よつて表明されて居ると云ひ得 王侯は偉大なる國家の交換主 が所有の |轉換作 即ち收っ 用を認めたることしなる。 (Wechselherr d. 入目 る 的のみを有するものと見る目を轉じて、 Landes) 即ち今日の租稅による富の再分配 であると予は正當に 呼 租 び 一税が經 得 る⁶⁷⁾ 費と相俟つてなす人々 Ø 茲に於て 思想が原始的 力。 彼 ながら は 租 稅 を専 彼 の 所

共に 其各 とで Ą る₆₈₎ 何處には課税 であり、 以 官吏 ある。 調 然るに之等のことを悉く知ると云ふことは甚だ容易では ..E. ≿ 杳 \emptyset **Ø** 樣 所 又如何にして評量すべきものであるかを順を追ふて研究すべしとして、之等の人々の定義を始めとし 記 錄 得 な者へ方から王侯は是非、 實は、 す Ø 品質付業者、 してはならないかを知らねばならぬ。 ることを提議 戍 立其他 之等のことを知らずして に就て議論を進めて居る。 金鐵箕付業者、 Ļ 調査様式までも掲げて居る。 [n] 人が 及び技藝者の 課税するから、 收得を上げて居るか、
 加之、 丽 て、 九種からなつて居るから、 その この事は課税の平等を期する上からも亦是非必要 ない。 前 之は 所得の有無分量は、 斂誅求となるなやうな不滿足 然し國民は、 政治算術學派 何處に徴せられ 僧侶 の影響として注目すべきことで それ るべきもの それ等の所 貴族、 を生ずる基礎的諸事 な狀態となるの がある 農民、 得 が 加 カュ Ι. 何なるも 業者、 反 なっ وي 對 項 商 あ K ع

察に ば、 とも 關 此 あれ 3 所 得 る章以 彼 Ø 性質及 Ø 議論もこし F は ţ び 調査方法までが しろ次の經濟的 まで來ると餘程 理論 Ą) V に屬するものと思ふ。 所謂財政學とは遠さ 財政學的 な彼の見解と見らるべ かり たど二十七章に於て彼が、 Ó 1あるも きも のと云は ので、 ね にばなら 之に續く二十八章 人 Ł Ŕ が收得の 私見に 方法 ኒ O n ある。

〇 九

シ

レ

Ī

デ

n

Ø

Ξ.

室金庫論

67) 68) 69)

Schröder, a. a. O., S. 21. S. 48 Schröder, a. a. O., S. 50-S. 95 (Cap. IX-XXVII) Schröder. a.a. O., S. 95

Schröder, a. a. O., S. 47

70)

豆場 ば、闘 千萬言を費して著した本書は自ら不用となり、 繁榮策は として錬金術を上げて居るの 共重點 言觸れる場合もあるけれども何れも申譯に觸れて行く程度である。 カり 税は 淚 無價 Ť はま 銀 1.1 で論ぜられて居る。 値 行 た ... الألما و の設 に終るからで 叉銀行 ν. K あつ の設立を論ずるに方つて、 ある。 て王室金庫との關係は附屬的 は特に注意して置く必要がある。 然しそれは、 尚又二十八章以後の章に於ても全然財政問題と無關係と云 貿易政策、 彼が考案し 之を王 國內工 ĸ を に幾多の 言及したる 侯 業の 濫 Ó し錬金術を彼が真に信奉し 保護政策の立場からであつて必ずしも 王室金庫を豐富ならしむる方法 財源として賞揚する文句 Ø 親が あ る。 尙 其他 王 があるだれ たりとすれ - 室金庫 る器 ښ 並. نے は K . ₩, 72) 國 ば Ō な 搁 財 尺 係 政 經 彼 Z 例 K 的 濟 カミ

むる方策、 多く得さしめなくてはなら ならぬ。 が、 なければならぬとすること、表裏するものである。 經濟論 彼 īfi Ø 經 從て又國民經濟を富ましむる方策の研究が ζ 上述の 海論は 課 税は 財政 常に其最前提に 人民 の所 「論でも已に想像し得らるゝやうに、 γģ 得の 而 有無大小によつてなさなけれ て之は彼の君民の經濟的 には王侯 の絶 對 動的又は 心必然的 以上のやうな三段論理の結果として人民をして所得 王室金庫が控へ |有機 王室金庫を富まさんとすれば課税にもよら となる譯である。 ばならぬ。 的 (結合と云ふ政治的見解からも、 て居ることに注意して置 然らば人民をして出來得る限り かくて彼の經濟論が ゕ 先づ人民 がまる ね ば なけ なら を富 あ 所 0 5 で 得 'n **₩**278) ば

る

彼

Ø 經

齊

諭

は

所

謂

重

商

Ē 義的

なも

Ø ی

あることは凡ての學者の意見の

著書の文言を引證して之を論することは止めやうと思ふ。又それはこの

の富は金及び銀を以て測定し得ること、

從て金銀を出來る丈け多く保有すべきこと、

其為めに

は鍍

Ш

「の開發、

貿

小研究の目的でもない。

要するに、

衂

致して居る所である。

從て茲で

は

彼

Ø

Z. B. Schröder; a. a. O., S. 317 71) Schröder, a. a. O., S. 249 72)

Small, a. a. O., P. 167 73) Schröder, a. a. O., S. 219 74) Schröder, a. a. O., S. 141-150 **7**5) Schröder, a. a. O., S. 234 76)

易上の ۲, 云はれて居るも Л. 商 從てギ 菜 受取 O 調 勘定 和 ル ۲ を 訐 Ø 17 Ø つ多から と共軌を殆んど一にして居る。 るべきこと、 反 対し んことを期すべきこと、 マ <u>=</u> フ Ź クツ 口 問題等 1 ル を奬勵すること、 X 凡 た ر • 外國貿易と關係 7. 彼 其論 の論ず ず る所 原料 る 所に就て特に 13 O して國內工業及び外國貿易を隆盛ならしむる 國 办 內保 Ø 相 莲 有 は 勞賃低 注意に値す あ る K 脈 と Ø る部 4 繑 0 食料 分は、 所 調調 重 英國 商 Ø 1 誾 蔉 題 Ø 事 的 農 ح 例 ے

を主張したこと、 通貨等廣義 倣つて貨幣の 浅 Ø 財 自 政 銀行 「山鑄造制度を有利として紹介したこと、 丈 it Ø 所 割 必要有利なこと及其設立 余. 融 ł۲ 闘する 讒 窳 カゝ 比 計 較的 温を 7 3 詳 V١ 細 今日とは多少違つた意味ではあるが こと等であらう。 に互りて論じたこと、 im 7 之等 外國爲替、 Ø 事 丏 手形、 ĬĿ \mathcal{C} 崩す 較 的 為皆 Ź 自 漾 EH 待金つ。 な貿易 諭 相 が X.

註十 によつて表明 Ø Cameralist せらる」に と云ふ字は今日はこの時代と全く異つた意味に 至 ر-た À١ は 興味あることであるが 未だ明か · · · な 用ひ زنا れ で居るが この意 呔 の轉化が 何時 何 人 Ø 鸐 他

Ø

r 🗓

商

ŀ

Ø

幅

뛨

ᆚ

Ь

なり

ス |語

連

25

なる次第で興

味深

4

7

るも

Ø

为章

疤

3

'n

Z-

11

l.l.

他

0

砃 完者

往十二 例 ば 自 由貿易は ₹ ン の影響だと云ふし、 銀行の設立 11 先人ベツ ٤ 7 Ţ によつても唱道せられて居ると云ふが 如

四

きである。

たやうに、 學史上如何 財 政學との關係を中心として見た王宝金庫論 なる 地 位に据ゆ るべきか。 卑見を述ぶれ の内容は ば、 簡單 朩 ル ながら以上紹介した通りであるが、扨て、本書を財 = " 刀 Ø 墺國至上論 を財 政 學に 關係なしと論 斷 L 得 政

本書 Ь 亦 關 係 な しとは云ひ 得 な V さればとて、 _1_ ス チ Ø 國家經 濟論 が關 係ありと云ふ意味及び 裎 度

3

٦.

V

1

デ

ル

Ø

王室金庫論

Zielenziger, a. a. O., S. 310

拙稿、前出 79) 80) Justi, Staatswirtschaft. 2 Aufl. 1758

⁷⁷⁾ 78) Becher, Politische Discurs. には副題の中に已に Wechselbank を入れて居る 程である。

Ď

た

經

る。 に於て本書も 1 濟論に重點を置いたと見る方が本書の構造上、 るの 示して居ると云ふ點で財政學史と關係を持ち、 從て結論としてはワグ 、何れの部分に彼が最重點を置いたかと云ふことは判定の分岐點として問題となると思はれるが、 極端な事政主義者にして嚴格なる重商主義者たるに過ぎない。」と云ふ批評に贊意を表する。即ち 實際的政治の人で王侯の金庫を豐富にする著述者の 而も當時としては示唆に富む部分を含んでは居る。けれどもそれは本書全體から見れば一 も場合によつては適當で (昭一二・三・一八) 亦關係 あり 木 とは云ひ得ない。換言すれば、本書は、 سأز σ 水語は こはない。 「國民経濟的及び財 それと同様に本書を全く財政學的文獻の如くに見るのも正當でないと信ず その限りに於て該學史上の一文獻とするに足る。 各部の分量上、及び通讀後の感じの上から安當のやうに思は 政的 如く見るは當らずと評するのは勿論、 Ø 財 原理 務、經費の節約及び租 的们 「傾向を示して居る。 脱れに就 それ 7 部 財 なく 學史上全然省 分に過 射 政學に關係 (政學的) 重商主義 1 ば此著者に単 ル ぎな Ł ン 傾 5 る 的 7/5 略 Ø 向

Wagner, a. a. O., S. 35 81)

す

如

Nielsen, Die Entstehung der deutschen Kameralwissenschaft im 17. Jahr-82) hundert. S. 92